京都府建築物耐震改修促進計画の一部改定(中間案)について (沿道建築物の耐震化)

平成28年10月 建設交通部

京都府建築物耐震改修促進計画(平成28~37年度)に、沿道建築物の 耐震化に関する事項を追加します。

追加事項

●緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の方針 府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携 し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

○対象道路の指定

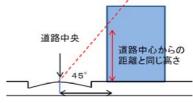
市町村の区域を越える救助活動等の支援のために、地震直後において通行 の確保が必要な施設を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定する。

- ・高速道路網を基幹道路として構成
- 迅速な救助活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジ を結ぶ緊急輸送道路を選定
 - ◇対象施設:府庁·広域振興局、広域防災活動拠点、自衛隊駐屯地、PAZ避難 時集結場所
- ○対象建築物<通行障害既存耐震不適格建築物:耐震改修促進法第5条第3項第2号> 昭和56年5月31日以前に着工し、地震時に道路を閉塞するおそれがある 建築物(下図参照)を耐震化の対象とする。

①道路幅員12m超 (右図参照)

道路中央から45度のライン より高い部分がある建築物

②道路幅員12m以下 道路幅員が12mとして設定 した①のラインより高い部 分がある建築物



○耐震診断結果の報告期限

対象建築物の所有者は、計画で定める報告期限(5年程度)までに建築物 所在地の所管行政庁(京都府・京都市・宇治市)に対象建築物の耐震診断結 果を報告する。

●緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修の支援

○耐震化の支援

対象建築物の所有者に周知し、耐震診断の実施を支援するとともに、耐震 性が不足する建築物については、耐震改修等の耐震化を促進する。